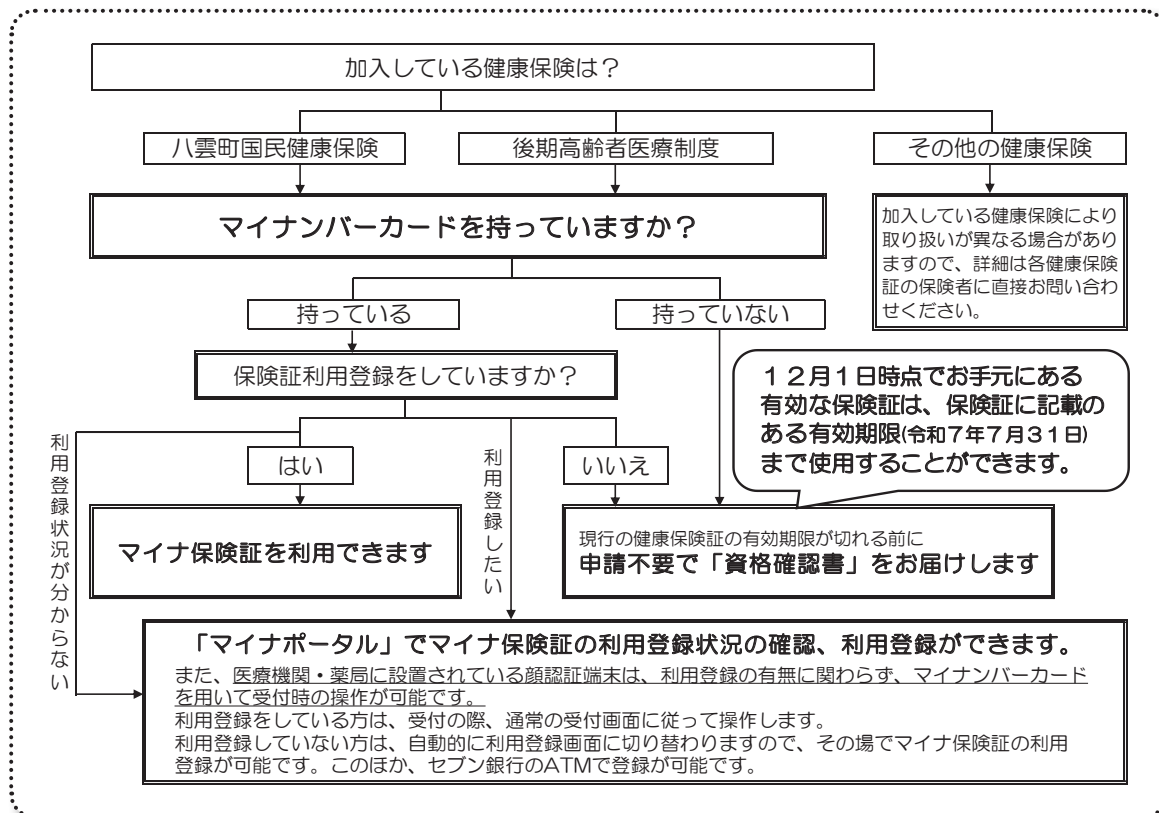


国民健康保険または 後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ

令和6年12月2日より、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

なお、切り替えがまだお済みでない方は、申請不要でお届けする「資格確認書」を使って保険診療を受けることができますので、ご安心ください。

【マイナ保険証の利用状況を確認しましょう】



- マイナ保険証の利用登録をしている場合でも、高齢の方や障がいをお持ちの方で、**介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるためマイナ保険証での受診が困難である場合は、役場窓口申請いただくことで資格確認書を交付します。**(一度申請を行うと、申し出がない限り、年度更新の際に資格確認書が送付されるようになります。)
 - 令和7年7月末までの暫定措置として、**令和7年1月以降に後期高齢者医療制度に加入される方(75歳のお誕生日を迎えられる方など)**は、マイナ保険証の利用状況に関わらず、**資格確認書を送付します。**
 - 令和7年7月末の年度更新時には、マイナ保険証の利用登録をしている方には「資格情報を記載したお知らせ」を、利用登録をされていない方などは「資格確認書」を送付します
 - マイナ保険証の利用登録の解除を希望する場合、役場窓口で解除申請を受け付けています。
- ※八雲町国保、後期高齢者医療制度以外の方は各保険者で解除申請を受け付けています。
詳しくは、下記HPをご覧ください



国民健康保険について(町HP)



後期高齢者医療制度について(広域連合HP)

【問い合わせ先】 住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112